

## 施政方針と議案説明

### （施政方針）

令和 8 年五條市議会第 1 回 3 月定例会の開会に当たり、令和 8 年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、世界的にエネルギー価格の不安定化や食料供給の課題が深刻化し、影響が地域経済や市民生活にも及びました。五條市におきましても、こうした外部環境の変化に対応しつつ、地元の産業振興と生活支援に力を注ぐ必要性を強く感じております。

また、本市では引き続き、若者の定住促進や子育て支援の充実を重要課題とし、地域の未来を担う人材づくりに注力してまいります。人口減少の抑制だけでなく、「住み続けたいまち」としての魅力向上も目指し、まちなぎわい創出に取り組んでいく所存です。加えて、自然災害への備えは引き続き最優先課題であり、特に豪雨や地震に対する防災・減災対策を強化し、地域の安全安心を確かなものにしていきたいと考えております。

さて、今月 8 日に投開票された第 5 1 回衆議院議員総選挙において、自民党が歴史的な圧勝となる 3 1 6 議席を獲得しました。今後の市政運営においても国の動向を注視しながら、地域の発展と市民生活の向上に努めてまいります。

私自身も五條市長として 4 年目を迎え、市民の皆様の声に耳を傾け、共に歩む市政をさらに推進していく責任を改めて自覚しております。今後とも市民の皆様と力を合わせ、豊かで活力ある五條市の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは、令和 8 年度の主な施策につきまして、五條市ビジョンに沿ってご説明申し上げます。

「第一條 子どもを育てたいまちをつくる」に関する施策について申

し上げます。

はじめに、結婚支援の充実についてであります。

未婚化や晩婚化が進む中、結婚を希望される方々への支援策として結婚応援事業に取り組み、結婚を後押しすることで、本市への定住促進や地域コミュニティの活性化につなげてまいります。

また、不妊・不育治療費助成事業を拡充し、不妊に悩むご夫婦の経済的負担を軽減するとともに本市の少子化対策に一層取り組んでまいります。

さらに、1歳までの乳児を持つご家庭に無償で紙おむつをお届けする「すくすく子育て定期便」を継続実施し、乳児の健やかな成長の確認や保護者の子育てに関する相談対応を行うことで、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

次に、子ども医療費の無償化についてであります。

現在、医療機関において窓口での一部負担金が必要となっておりますが、子育て家庭の経済的負担を軽減し支援を充実させるため、令和8年8月診療分から、0歳から18歳までの子どもに対する医療費の無償化に取り組んでまいります。

次に、就学前教育・保育についてであります。

多様化する就学前教育・保育ニーズに対応し、安定的かつ継続的に質の高い教育・保育を提供するため、民間の活力を活かした公私連携幼保連携型認定こども園を4月に開園いたします。

さらに、これまでの第2子以降の保育料無償化に加え、第1子の保育料無償化を実施いたします。これにより、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、保護者の就労支援を図り、すべての子どもが等しく教育・保育を受けられる環境を整えてまいります。「一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会」の実現を目指し、地域、家庭、認定こども園など関係機関が連携し、子育て支援の充実努めてまいります。

次に、学校教育についてであります。

物価高騰への対応と子育て支援の充実を図るため、県内12市に先駆けて、本市では令和6年4月から公立小・中学校の学校給食費を無償化しております。令和8年度からは、公立小学校の学校給食費負担を抜本的に軽減する「(仮称)学校給食費の抜本的な負担軽減事業補助金」が創設され、公立小学校における学校給食費の無償化が令和8年4月から実施される予定です。この制度の対象とならない公立中学校の学校給食費につきましても、本市独自の施策として引き続き無償化を継続してまいります。

次に、学校環境改善事業についてであります。

学校施設は、多くの児童生徒が一日にわたり長時間を過ごす学びの場であることから、子どもたちが安心して学べる環境を確保するため、令和6年度から5か年計画で学校環境改善事業を順次実施しております。令和8年度は、五條小学校及び五條東小学校のトイレ洋式化工事、五條東中学校及び五條西中学校の特別教室のエアコン設置工事を実施する予定です。さらに、五條市立小・中・高等学校の屋内運動場へのエアコン設置に向けて事業を順次進めてまいります。

次に、中学校における休日の学校部活動の地域移行事業についてであります。

令和8年度から奈良県内公立中学校における休日の教員の指導による学校部活動が廃止されることを受け、これまでの実証事業の結果を踏まえ、円滑な地域移行を図ってまいります。

次に、不登校・いじめ対策についてであります。

学校や関係機関と連携し、教育相談カウンセラーも加わりながら、子どもたちの心の小さなSOSを見逃すことなく、一人ひとりに寄り添った丁寧な対応を行うことで、不登校やいじめ等の未然防止や早期解決に努めてまいります。

次に、西吉野農業高校魅力化推進事業についてであります。

柿栽培が盛んな本市において、実学重視の昼間定時制農業科として、

令和3年4月に開校した市立西吉野農業高等学校は、開校から5年目を迎えようとしております。授業の充実に加え、地域農家での実習等を重ねた成果として、農業クラブの全国大会や研究大会において最優秀賞を受賞するなど、顕著な成果を挙げております。また、フラワーイノベーション事業では、市役所をはじめとする公共施設に学校で育てた花を寄贈し、地域の皆様から喜ばれております。

今後も、地域住民や法人、市の関係部署と連携し、社会や地域の発展に広く貢献できる人材の育成に努めてまいります。

次に、「第二條 安心して定住できるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、物価高騰に係る生活支援対策についてであります。

市民生活と市内事業者を支援するため、市内の事業所で使用可能な地域振興券を交付します。早期の支給に向けて、現在取組を進めています。

次に、高齢者支援の充実についてであります。

3年ごとに見直しを行う「五條市老人保健福祉計画」と「五條市介護保険事業計画」を策定するため、無作為抽出した65歳以上の1,800人の方を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。また、市内の介護保険サービス提供事業所を対象としたアンケート調査も併せて行いました。これらの調査結果をもとに、「一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支えあいながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」を目指した、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでまいります。

さらに、介護予防事業に引き続き重点を置き、身体機能の維持向上と認知症予防を目的とした教室の拡充に努めてまいります。

次に、障害福祉についてであります。

障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基幹相談支援センターを核とした相談機能の強化を図ります。

また、次期障害福祉計画等の策定に向け、地域ニーズの精査とサービ

スの見込み量を適正に定めてまいります。

次に、移住定住の取組についてであります。

若者の定住促進を図るため、令和7年度から開始した奨学金返還支援補助金につきましては、制度開始直後から大きな反響があり、多くの皆さまにお申し込みをいただきました。令和8年度も継続して実施し、就労初期の経済的負担を軽減するとともに、若者の市外への転出抑制や、結婚・出産の希望実現を後押しし、本市への定住促進につなげてまいります。

次に、がん教育の推進についてであります。

生涯を通じて自分の健康は自分で守るため、がん予防の正しい知識の普及と万が一疾患を抱えた場合でも自分らしく過ごすための向き合い方への理解を深めることを目的として、市内小中学校と連携し、がん教育を推進してまいります。

がん教育を通じて若い世代の関心を高めることで、家族全員でがん検診の受診の大切さを考える機会が広がることを目指します。

次に、五條市応急診療所についてであります。

近年、電子マネーの普及に伴い現金を持たない市民の方が増加していることから、五條市応急診療所におきましても、受診者の利便性向上を目的に、診療費の支払い方法として電子決済（PayPay）を導入し、多様な支払方法に対応してまいります。

次に、消防・防災体制の充実についてであります。

南海トラフ巨大地震の発生確率は依然高い状態が続いており、本市においても甚大な被害が予想されます。そのため、日頃からの備えの重要性を啓発し、自助、共助、公助それぞれを強化してまいります。具体的には、自主防災組織への支援や初期消火の体制維持を目的とした「消火ホース格納庫等設置事業補助」、災害時の生活用水確保を図るため、災害時生活用水協力井戸に登録いただいた方への「ポンプ等設置補助」及び防災備蓄品の計画的な備蓄などの施策を実施してまいります。

また、消防団員の減少が続く中で、より効果的かつ効率的に市民の安全・安心を守るため、消防団の再編を進めております。本年導入した情報収集用ドローンの活用や五條消防署との更なる連携強化にも努めてまいります。

さらに、近年各地で大規模な林野火災が相次ぎ、特に1月から5月にかけての時期に多く発生する傾向があることから、引き続き啓発活動に努めてまいります。

次に、県が本市に防災拠点として計画・整備中の「南部中核拠点」についてであります。

現在、早期の効果発現を図るため第1段階としてヘリパッドや駐車場等の整備が進められており、3月末の完了を予定しております。

引き続き、事業が円滑に進捗するとともに、本市にとってより良い整備事業となるよう、地元の皆様の意見も踏まえ、道路や治水・利水等の課題について県と協議し、市民に対して必要な情報を継続して発信してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地誘致についてであります。

本年も、五條市への駐屯地誘致実現に向けて、奈良県及び県南部3町8村との連携を一層強化し、防衛省・自衛隊に対する誘致要望活動を粘り強く継続してまいります。

併せて、奈良県防衛協会五條支部との連携もより密にし、五條市民の駐屯地誘致機運醸成に努めてまいります。

次に、地域公共交通についてであります。

地域公共交通の利便性向上に向け、西吉野地区、野原地区、南宇智地区、阪合部地区においてゴーちゃんタクシー等の改善に取り組んでおります。令和7年12月から令和8年2月まで、各地区の自治会の会合等に出向き、改善素案の説明及び停留所や運行ダイヤ等について意見交換を行いました。引き続き各地域のニーズ等を把握しつつ関係機関との調整を進めており、本年10月の実証運行開始を目指して取組を進めてお

ります。

また、物価高騰等に対する市民への支援として、令和7年度に引き続き令和8年度においても、ゴーちゃんバス及びゴーちゃんタクシーの運賃を100円に低廉化する事業を継続いたします。これら取組により、地域公共交通の利便性向上と利用促進に継続して取り組んでまいります。

次に、ベストライン上野パーク整備事業についてであります。

令和13年度に開催される第85回国民スポーツ大会の競技会場となる野球場施設について、令和7年度に引き続きバックスクリーンの塗装や側溝蓋の改修を実施する予定です。

次に、「第三條 地域資源を生かした産業のまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、中心市街地の活性化事業についてであります。

「中心市街地の活性化・にぎわい創出のためのまちづくりプロジェクト」の基本構想に基づき、図書館機能を中心とした公共複合施設である（仮称）五條市市民交流施設の整備を公民が連携して進めています。現在は建物の配置や施設内の平面プランを作成したところです。

また、2月11日には、事業報告会と使い方ワークショップを公募により開催し、市民の皆様から多くの意見をいただきました。いただいたご意見は、施設の設計や運用にできる限り反映できるよう検討をすすめています。令和11年度初旬のオープンに向けて、公民が連携し、効率的かつ効果的に設計・建設等を行うとともに、より良い市民サービスを提供する施設となるよう、整備に取り組んでまいります。

さらに、JR五条駅前へのバスターミナル機能の移転整備事業につきましては、本年7月の運用開始に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税の推進についてであります。

令和7年度寄附額は、本年1月末時点で約3億円に達し、過去最高額を更新し続けております。今後も、ふるさと納税を全国に向けて本市の魅力を発信する好機と捉え、新規事業者の参入促進や魅力的な返礼品の

開拓を継続してまいります。特に、五條市のファン獲得と関係人口の創出に向けて、寄附者が本市を訪れ、その魅力を直接体感できる「体験型返礼品」のさらなる充実に注力いたします。あわせて、戦略的なプロモーションを強化し、寄附額のさらなる増額を図ることで、地域経済の活性化を推進してまいります。

次に農林業の振興についてであります。

全国的に農業の担い手不足や、それに伴う耕作放棄地の増加が問題となっており、本市においても同様の課題を抱えております。そこで地域の意見を反映した「地域計画」を作成し、現在及び将来の農地の状況を見える化しながら取り組んでおります。引き続き中心経営体や集落営農組織への集約を図りつつ、地域農業の振興と後継者の育成に努めてまいります。

また、令和8年度には、五條市統合選果場及び西吉野柿選果場の人手不足解消に向けて、選果機の改修事業や花木の集出荷貯蔵施設の再編事業を計画しており市としてできる限りの支援を行ってまいります。

次に本市の基幹作物である柿については、今後も大都市圏でのPRを実施し、さらなる消費拡大に向け積極的なトップセールスを行ってまいります。

また、林業の振興につきましては、森林環境譲与税を活用し森林整備や木材利用の推進を行うとともに、担い手育成にも引き続き取り組んでまいります。

次に、「第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

生活を支える道路網等の整備として、市道の改良や橋梁点検を実施し、長寿命化に向けた補修・補強工事を計画的に進めてまいります。あわせて、通学路の安全対策事業を拡充し、児童生徒の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、「第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる」に関する

施策について申し上げます。

はじめに、窓口サービスの改善についてであります。

複数の課にまたがる窓口業務を一本化し、関連手続きを一か所で完結できる「総合窓口」の整備を令和9年度に向けて進めています。これにより、対応時間の短縮とサービス品質の向上を図るとともに、市民の皆様にとって「わかりやすく、利用しやすい」行政サービスの提供を実現してまいります。

次に、西吉野支所につきましては、現庁舎の耐震性が不足していることから、住民の皆様の安全確保を最優先に考え、西吉野町宗川野の宗桜公民館へ移転することといたしました。支所機能の維持及び利便性向上を図るため、同公民館の改修工事と移転に向けた準備を進めてまいります。

次に、大塔ふれあい交流館についてであります。

奈良県の土砂災害緊急安全確保対策促進事業補助金を活用し、大塔ふれあい交流館を長期的な避難所機能を有する施設とするための整備に取り組みます。今後も、住民の安全確保と地域交流の施設として活用してまいります。

施政方針は、以上であります。

#### **（提出議案の説明）**

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

まず、報第1号 専決処分の報告について（五條市監査委員に関する条例の一部改正）につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、五條市監査委員に関する条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第2号 専決処分の報告について（五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部

改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第3号 専決処分の報告について（五條市火入れに関する条例の一部改正）につきましては、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、五條市火入れに関する条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第4号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、損害賠償に係る和解等について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第5号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和7年度五條市一般会計補正予算（第7号））につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ5,518万8千円を追加し、総額226億5,504万5千円とする予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正でございます。

内容といたしまして、衆議院議員総選挙実施及び五條東中学校武道場改修事業に要する経費を追加するものであり、財源につきましては、県支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

なお、本件は、衆議院の解散と同時に予算執行が必要であることや武道場改修事業に特に緊急を要したため専決処分をしたので報告し、承認を求める次第であります。

次に、議第1号 五條市学校教育施設整備基金条例の制定につきましては、一般財源の一部を積立てし、学校教育施設の整備の財源に充てる必要があることから、五條市学校教育施設整備基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第2号 五條市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第3号 五條市行政手続条例の一部改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会

形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に準じた規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第４号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正、議第５号 五條市準用河川管理条例の一部改正及び議第６号 五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正につきましては、道路法施行令等の一部改正に準じて、占用料等の額を改定するため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議第７号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正につきましては、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、保護者が負担すべき費用について定める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第８号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第９号 五條市都市計画審議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正につきましては、市の機構改革のため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議第１０号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第１１号 五條市西吉野テニスコート条例の廃止につきましては、西吉野テニスコートの用途を廃止し、市有財産を有効に活用するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第１２号 五條市大塔水車施設条例の廃止につきましては、施設の老朽化に伴い、将来的な事業継続性の確保が難しいと判断されるため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第１３号 五條市立養護老人ホーム花咲寮に係る指定管理者

の指定につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第14号 財産の取得につきましては、(仮称)市民交流施設整備事業の実施に向けて、奈良交通株式会社から事業用地を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第15号 財産の取得につきましては、学校給食センターで使用する食缶洗浄機を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第16号 令和7年度五條市一般会計補正予算(第8号)議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ6億729万8千円を追加し、総額232億6,234万3千円とする予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正でございます。

主な内容といたしまして、(仮称)市民交流施設整備事業の補正等を追加するもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第17号 令和7年度五條市介護保険特別会計補正予算(第4号)議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ6,781万2千円を追加し、総額43億1,113万4千円とする予算の補正でございます。

主な内容といたしまして、地域支援事業交付金の精算に伴う国庫等への返還金及び介護保険財政調整基金積立金等を追加するもので、財源につきましては、繰越金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第18号 令和7年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ1,367万2千円を追加し、総額6億5,077万2千円とする予算の補正でございます。

内容といたしまして、後期高齢者医療広域組合納付金を追加するもので、財源につきましては、後期高齢者医療保険料を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第19号 令和8年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額218億円で、前年度比15億円の増額となっております。

次に、議第20号 令和8年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額38億600万円で、前年度比1,530万円の減額となっております。

次に、議第21号 令和8年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額320万円で、前年度比10万円の増額となっております。

次に、議第22号 令和8年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額40億9,320万円で、前年度比9,190万円の減額となっております。

次に、議第23号 令和8年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額5,300万円で、前年度比1,230万円の増額となっております。

次に、議第24号 令和8年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額320万円で、前年度比30万円の減額となっております。

次に、議第25号 令和8年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額7億1,050万円で、前年度比7,640万円の増額となっております。

次に、議第26号 令和8年度五條市下水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、下水道事業収益7億4,893万5千円に対し、下水道事業費用7億2,964万3千円を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入1億8,310万円に対し、資本的支出5億1,692万8千円であります。

なお、資本的収支不足額3億3,382万8千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、同第1号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、五條市教育委員会委員のうち、大西修二委員の任期が、令和8年6月20日をもって満了するため、その後任の任命について議会の同意を求めるものであります。

次に、同第2号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、五條市固定資産評価審査委員会委員のうち、和所正憲委員が、令和8年3月31日をもって辞職するため、その後任の選任について議会の同意を求めるものであります。

次に、推第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員のうち、山脇豊委員の任期が、令和8年6月30日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が、この度提出いたしました諸議案の概要であります。